

大震災復興調査特別委員会報告書

大震災復興調査特別委員会の調査・検討結果について報告する。

本委員会は、東日本大震災からの復興に関する諸施策について調査・検討するため、平成二十九年十二月十四日に設置され、付議事件「大震災復興に関する諸施策について」を受け、調査活動を行った。

一 はじめに

本委員会は、県議会として、東日本大震災の発災以降これまでの積極的な調査特別委員会活動を継続し、刻々と変化する被災地の状況に即応して的確な実態把握を引き続き行うとともに、時宜を得た要望・要請活動等につなげていくものとし、特に以下の二項目を重点活動等とした。

- 1 被災市町の復旧・復興状況の調査（主に市町議会及び首長等との意見交換並びに現地視察による）及び国等への要望・要請活動に重点的に取り組むこと。
- 2 東日本大震災からの復興加速化対策を最重点に、東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）に起因する諸問題をはじめ、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題に対して積極的に調査を行うこと。

以上のことを踏まえ、県関係部局から復興の進捗状況等を聴取するとともに、県内の現状と課題を把握するため、沿岸被災自治体三市四町と事業者団体一団体から状況について調査を実施し、また、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から参考人を招致し意見を聴取した。さらに、他県などの事例

を参考にするため、熊本県、熊本県西原村、東京都、東京消防庁、原子力規制庁ほかにおいて、取り組みなどについて調査を行った。

これらの調査活動で把握した課題等をまとめ、国等への要望活動や意見交換を行った。

この後、近畿大学から参考人を招致し、意見を聴取した。

その概要は、次のとおりである。

二 県内調査

本委員会は、平成三十年二月八日、九日、十三日及び十九日の四日間にわたり、県内調査を実施した。

被災地域における震災からの復旧・復興に係る課題を把握するため、津波により特に甚大な被害を受けた沿岸市町を対象とし、当該市町内の主な震災復旧・復興関連の現地視察及び当該市町からの概要説明を受け、当該市町議会議員等と意見交換を行った。また、原発事故に起因する被害の状況について、福島県に隣接する丸森町から概要説明を受け町議会議員等との意見交換及び現地視察を行ったほか、事業者の課題等を把握するため、塩竈市の事業者団体と意見交換を行った。その実施状況については、次のとおりである。

1 二月八日 気仙沼市、県気仙沼土木事務所

2 二月九日 女川町、石巻市、県東部土木事務所

3 二月十三日 丸森町、名取市、山元町

4 二月十九日 塩釜蒲鉾連合商工業協同組合、南三陸町、県気仙沼土木事務所

これらの調査時に発言のあった主なものは次のとおりである。

復旧・復興は着実に進捗し住環境等は整備されてきたが、それに伴い、地域コミュニティの再構築や心のケア、高齢者の生活支援などの問題が顕在化しており、健康維持、孤立防止等の観点から、災害公営住宅への移

転後を含め長期的な取り組みが必要であり、常駐の生活支援相談員の配置や自治組織に対する援助など、継続的な支援に期待が寄せられた。

また、区画整理等の事業終了時期から、災害援護資金貸付、被災者生活再建支援金加算金について期間延長が必要であることや、防災集団移転促進事業の移転元地の活用が課題となっているとの声も寄せられた。

このように、平成三十三年以降も取り組むべき課題があることから、それらに対応する復興事業予算を十分確保し、各種制度や財政支援の延長を求める意見が少なくなかった。

さらに、復興事業を支える専門知識を有するマンパワーの確保、県単独事業を含む復興に結びつく道路の整備、山腹が崩落している海岸の保全、水産業等における人材不足への対応、交流人口の拡大、仮設復興から沿岸での本格復興に取り組む事業者への支援の充実などについても意見が出された。

原発事故に起因する被害関係における調査において、丸森町では、福島県並みに除染作業を行ったが同県と同様の扱いを受けられず事後処理に苦慮している窮状が訴えられた。特に除去土壌の仮置場については、土地借用期限や健康不安、風評被害の面で大きな問題であり国が責任を持って処理するよう求めている。東京電力の賠償についてはADR利用分を含めても賠償が低調であるとの説明もあった。

また、事業者団体における調査において、塩釜蒲鉾連合商工業協同組合では、会員企業が震災後、メインバンクからの資金融通で苦慮したこと、政府系金融機関の貸付支援で一次産業ではないことを理由に支援の対象外と説明を受けた事例などの紹介があった。また、原発事故では、事故後に取引先から要求されてきた放射能検査が負担であることや、奪われた販路がいまだに回復しないこと、そうした状況の中で東京電力からの賠償は短期間にとどまったとの説明を受けた。

以上のとおり、県内、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸被災地域や、原発事故による被害については、震災から七年以上が経過してなお、復旧・復興に係るさまざまな課題が山積しているほか、時間の経過とともに

に新たな課題も露呈しており、当該市町等において対応を求められている窮状がうかがえた。

三 参考人意見聴取（東京電力福島復興本社副代表 新妻 常正氏ほか三人）

平成三十年四月二十四日に、新妻氏ほか三人は、原発事故に起因する損害賠償の概要と進捗状況及び今後の方針について、また、同発電所の廃炉及び汚染水の現状と対策について、次のように述べた。

初めに、原発事故に起因する損害賠償について、東京電力では賠償の迅速かつ適切な実施のため、「三つの誓い」（一、最後の一人まで賠償貫徹。二、迅速かつきめ細やかな賠償の徹底。三、和解仲介案の尊重。）を掲げて被害を受けられた方々の生活再建の取り組みを実施しており、特に農林水産業の賠償については政府の基本方針を踏まえ、損害がある限り賠償する方針のもと、丁寧に請求者に向き合って対応するとともに、営農再開支援、風評払拭については最大限努力すると述べた。

説明後、賠償実績に関する数値の表記や公表方法、風評被害等の賠償対象範囲の考え方に対する疑問が委員から出された。

次に、福島第一原子力発電所の廃炉及び汚染水の現状について、まず廃炉については、平成二十九年九月に中長期ロードマップが改訂され、核燃料の取り出しは三号機が今年度中頃、一号機と二号機が平成三十五年度をめどとして順次作業を進めており、具体的には、平成二十九年十二月に一号機の防風フェンスが、平成三十年二月に三号機燃料取り出しカバーが、それぞれ設置されたほか、二号機と三号機の格納容器内部の調査が進められていると述べた。

説明後、こうした取り組みが国民に理解されるための情報発信が不十分ではないかとの意見が委員から出された。

汚染水については、三つの基本方針（一、汚染源を取り除く。二、汚染源に水を近づけない。三、汚染水を

漏らさない。)に基づき対策を講じており、重層的な対策(陸側遮水壁)の効果として地下水を安定的に制御し、建屋に地下水を近づけない水位管理システムが構築されたものと考えているとの説明があった。

また、タンク内のトリチウムを含む汚染水の取り扱い、国の小委員会で技術面のみならず社会への影響を含めて検討中であり、この議論を踏まえながら対策を考えていきたいと述べた。

この点に関して、平成二十九年九月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を本県議会で議決したところであり、海洋放出はさらなる風評被害をもたらすおそれがあることから認められないとの意見が委員から出された。

四 県外調査

本委員会は、平成三十年五月二十三日から二十五日までの三日間にわたり、県外調査を実施した。

平成二十八年四月に発生した熊本地震への対応に関しては熊本県及び熊本県西原村から、震災への備えに関しては東京都及び東京消防庁から、原発事故への取り組みに関しては原子力規制庁から、それぞれ概要説明を受け意見交換を行った。なお、熊本地震に関しては熊本城及び国土交通省九州地方整備局熊本復興事務所の復旧工事の現地視察を併せて行った。

1 熊本県

熊本県からは、初めに、自衛隊出身の危機管理防災企画監から「オペレーションからの教訓」の説明があった。

同県では風水害における「予防概念」を熊本地震前から全国に先駆けて取り入れていた。防災の三段階(予防、応急対策、復旧)の本質は予防であり、これに勝る対策はないとの考えによる。

予防の二つの柱は、予防的避難(時間からの待避)と移転促進(場所からの待避)であり、前者はタイム

ングを逸しない避難、後者は補助金等で土砂災害危険地域の住民を移転させる対策である。

また、市町村の防災力向上には、住民リーダーの育成が特に重要である。平成十五年からの村民参加による防災訓練の成果として短時間で生き埋めとなった方々を救助できた「西原村の奇跡」がその例である。

さらに、熊本地震前から防災センター（指揮所）改革に取り組み、指揮官が状況を判断することができる場、容易な情報共有、初心者でも対応できる体制が機能を発揮するために不可欠だとして、ホワイトボード、指揮台、UTMグリッド地図などの機材も整っていた。

次に、企画課政策調整審議員から、国に対する要望活動等について説明があった。

復旧・復興プランでは、「すまい」の再建、災害廃棄物の処理、阿蘇アクセスルートの回復、熊本城の復旧など十項目を重点項目とし、中でも「すまい」の再建が最重要課題である。

要望活動では、東日本大震災のような特別立法措置は厳しかったが、五百億円を超える復興基金の創設、中小企業グループ補助金、災害廃棄物処理への交付税措置、鉄道施設災害復旧事業への支援など、国から手厚い予算措置を受けている。

また、職員派遣の制度化、罹災証明制度の見直しが実現したとの説明があった。

2 熊本地西原村

熊本地西原村においては、村長ほかから熊本地震の被災状況と施策について次のような説明があった。

熊本地震では、布田川断層の北側六集落が傾斜地であったため甚大な被害を受け、集落の九割弱の住家が失われた。地震発生後、村内六カ所の避難所は満杯となり被災者を十分収容することができず、車中で暮らしていた被災者もいる。平成三十年四月末現在、仮設団地は全三百十二戸、みなし仮設は村内外に百四十三世帯である。

平成十四年に国が布田川断層で大地震が起きる可能性を発表した際に、いつ発生してもおかしくないと判

断した村は、平成十五年から隔年で発災対応型防災訓練を実施してきた。訓練は、関係機関と連携し、実際に倒壊家屋を作り、JAF（一般社団法人日本自動車連盟）が車両を撤去、救助犬が生き埋めとなった方を発見、余震を避けて消防が屋根を切り開いて上から救助するとの流れで行われた。

熊本地震では四十人が生き埋めになったが、この訓練の成果で、個々の家庭で誰がどの場所にいるか等を把握していたため、消防団が活躍し三十五人が救助され多くの命が救われた。消防団員は定数どおりの二百五十五名である。

また、集団移転をしない方向に誘導する施策を講じた結果、多くの住民が村に残ったが、要望等を聞きながら村と住民が一体となって現在も良い集落づくりに取り組んでいるとの説明があった。

3 東京都

東京都においては、首都直下地震への備えについて、次のような説明を受けた。

初めに、予防対策として、自助・共助が不可欠なため、防災ブック「東京防災」を全戸に配付するとともに、女性視点の「東京暮らし防災」を作成するなど、啓発活動に力を入れているほか、備蓄推進プロジェクトや自主防災組織への専門家派遣事業を実施している。

また、ハード面では、燃えないまちづくりとして不燃化特区を推進しているほか、公共施設や水道・下水等の耐震化、道路・交通ネットワークの確保などに取り組んでいる。

次に、応急・復旧対策として、救助を優先するため、東京都帰宅困難者対策条例を制定し、一時滞在施設の確保や事業者の備蓄等により、帰宅を含めた三日間の移動抑制をする特徴的な取り組みを推進している。

その他、徒歩三十分圏内に職員約百五十名が入居して交代で待機する危機管理体制に関することや、関係機関等から円滑かつ迅速に応援を受けるための手順やルール等を定めた受援応援計画の策定に関する説明があった。

4 東京消防庁

東京消防庁においては、震災対策について、次のような説明を受けた。

初めに、震災対策基本方針が、自助・共助・公助の理念を踏まえて策定され、東日本大震災に伴う被災地及び東京都内における教訓や課題を整理、反映させて現在に至っている。

次に、地域防災体制の強化として、平成二十九年度末で福祉施設、自治組織、事業所等と九百二十件の応援協定を締結し、協定相手の訓練等もバックアップするほか、地域防災功労賞制度で優れた取り組みを都民に紹介している。また、公立私立の七割の学校で発達段階に応じた防災教育を実施したり、八十の消防署で四千人余りの子どもたちが少年消防団員として活動するなど、将来の担い手の育成を目的とした取り組みや、VR（バーチャリアリティ）防災体験車による臨場感あふれる災害疑似体験で都民の防災意識を促進する取り組みも行っている。平成二十七年度以降は毎年二百万人の防災訓練参加者目標を達成するなど、地域に根ざした取り組みを行っている。

また、要配慮者対策として、災害で被害に遭う方の七割が六十五歳以上という点から高齢者支援に力を入れており、対象世帯の自宅を三十分程度訪問し、火災、震災及び家庭内事故の三項目で安全対策チェックを行った上で、診断結果の説明やアドバイスをを行っている。さらに、診断結果に関する情報提供の同意が得られた方には危険度判定ツールを活用し関係者と情報共有し、生活環境の改善や、見守り活動の一助としているとの説明があった。

5 原子力規制庁

原子力規制庁の職員を都道府県会館に招き、原子力規制委員会の概要・理念と原発事故の取り組みについて次のような説明を受けた。

最初に、原子力規制委員会の概要・理念として、原発事故の反省を踏まえた国会の議論を経て、環境省の

外局として独立性を確保した形で平成二十四年に同委員会が設置された。透明性や専門的知見を高めることを主眼として五人の委員とこれを支える原子力規制庁によって発足し、その後も再編や外部のフォローアップ体制が構築されてきた。職員数は千名余りである。

また、平成二十五年の新規制基準で、設計基準の強化と重大事故、テロ等への対処基準も新設し、原子力発電所事故は起きないものとの発想を転換し、各施設から申請されている新規制基準の適合性の審査を行っている。会議等の生中継、各種マニュアルの公開などを行い、事業者の説明内容、委員会の判断根拠に透明性を持たせている。

次に、原発事故の大きなリスクの一つは建屋内の汚染水と認識している。放射性物質の濃度が高く津波等で漏れないよう事業者に早めの処理を指導している。一方、ALPS処理水は一定の処理がされているためリスクはそれほど高くないが、敷地内にタンクがふえることは核燃料デブリの撤去などの廃炉作業に支障が出ると判断している。処理水を海洋放出する場合に大事なのは規制基準を満足する、環境、人体に影響のない放出であり、事業者が主体的に判断し、安全対策や安全性を丁寧に説明する手順を踏むべきと考えている。

平成三十年三月補正の中期的リスク低減目標マップでも、液体放射性廃棄物は溜まっていることによる漏洩リスクの低減が目的であり、以前は液体放射性廃棄物の問題と捉えていたトリチウム水は、今は廃炉上のリスクの方が大きいとの位置づけになっている。リスクを低減させながら廃炉を進めることが重要であり、これまでの対策でリスクは相当低減しているとの説明があった。

五 復興庁との意見交換会

平成三十年六月二十五日に、土井亨復興副大臣（当時）及び宮城復興局長等関係職員を県議会に招き、意見交換会を実施した。その概要は、次のとおりである。

冒頭の挨拶で土井亨復興副大臣は、ハード面では目に見える形で復興が進んでいる中で、心のケアなど、被災者の癒えない心の痛みを笑顔に変えるための努力をしているが、復興に当たって解決すべき課題は多いと考えており、本日いただく意見をしっかりと活かしていきたいと述べ、次の五つのテーマについてそれぞれ意見交換を行った。

1 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上について

東日本大震災復興交付金制度については、効果促進事業の一括配分の創設など、これまでも自治体の自由度の向上が図られてきたが、復興の完遂に向けて、被災自治体が必要としている事業に対する特例的な財政支援を平成三十一年度以降も確実に継続するよう求めた。

2 事業復興型雇用確保事業の拡充・外国人材の活用による人手不足解消について

事業復興型雇用確保事業については、これまで被災地における安定的な雇用の創出に大きな役割を果たしてきたが、雇入費・住宅支援費ともに多くの制約が課されているほか、復興まちづくりには時間を要し、事業者が慢性的な労働力不足や販路の回復に苦慮しているなど被災地の実情を踏まえ、事業の実施期間延長と、一層の制度拡充や弾力的な運用を求めた。

また、人口減少や復興の加速により、水産加工工業等で慢性的な人手不足の状態が続き、事業継続の支障が懸念されている中、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一八」の原案で、外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設が盛り込まれたことから、人手不足の業種に新制度が適用となるよう求めた。

3 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設について

沿岸部の海岸線において山腹崩落や地盤沈下及び立木の枯損が多く発生し、緊急を要する箇所は災害関連等の国庫補助事業による対策を中心に実施してきたが、その他の箇所は崩落区域が拡大し、漁業への影響が顕著になりつつあるほか、観光客の増加が期待される中、景観保全や国土保全の目的からも対策が急務とな

っている。現行の国庫補助事業において、地区指定要件や保全対象等の採択基準を満たせず、十分な対策を行うことが困難な状況であることから、国庫補助採択基準を満たしていない山腹崩落・海岸浸食及び枯損・流木対策に関して東日本大震災復興特別交付税による地元負担に配慮した対策事業の創設を求めた。

4 震災ガレキの処理に対する継続的な支援について

津波により海中へ流出したガレキについては、位置や総量の把握、深い場所にあるガレキの回収に技術的な困難を伴うことから、国による技術的な支援を十分に行うとともに、ガレキは長期にわたり操業中に回収されることが見込まれることから、漁場復旧対策支援事業を、引き続き地方負担に最大限配慮し、平成三十一年度以降も継続するよう求めた。

また、回収された海中ガレキの処理費用について、引き続き全額国庫負担するとともに、防災集団移転促進事業の移転元地利用などにおいて、いまだに陸上からもガレキが見つかることから、国による支援を求めた。

5 原発事故への対応について

(1) 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現について

農林水産物の損害については、東京電力に対して損害賠償請求を行っているが、法令・政府指示等に基づかないことを理由に、十分な賠償に応じないなど消極的な姿勢であるほか、観光業の風評被害への請求に対しては、提出が困難な立証資料を求めるなど、事業者に負担を強いていることから、国が同社に対して、県境に関係なく被害の実態に応じて十分かつ迅速な賠償を行うよう強く指導することを求めた。また、放射線・放射能による影響等に関する不安を解消し、風評被害を防止するため、正しい知識の普及・啓発を積極的に行うとともに、自治体が自発的に行う被害対策について賠償範囲に明示するよう求めた。

(2) 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応について

本県では、放射性物質の基準値を超える農林水産物が市場に流通することがないよう万全の対策を講じ、風評対策に取り組んでいるが、明確な科学的根拠もないままに行われた韓国政府の輸入禁止措置が継続されていることに加え、平成二十七年四月に台湾政府が輸入規制の強化を発表し、漁業者・水産加工業者の復興の大きな足かせになると危惧していることから、国が農林水産物等の安全性に関する正確な情報を発信するとともに、一刻も早く輸入規制が撤廃されるよう強く働きかけることを求めた。

(3) 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

海洋への汚染水流出防止対策について、徹底した施設・設備の管理を図るよう求めた。

特に、トリチウムなどの放射性物質を含む汚染水等の海洋への放出は、本県の基幹産業である水産業への重大な風評被害を招くおそれがある。本県議会では、平成二十九年九月に「東京電力福島第一原子力発電所におけるトリチウムを含む汚染水の海洋放出を行わないよう求める意見書」を議決し、国会や関係省庁に提出していることを踏まえ、東京電力を指導・監督するとともに、国が前面に出て必要な対策を講ずるよう求めた。

(4) 放射性物質汚染廃棄物の処理について

放射能に汚染された廃棄物の処理について、国民にとって分かりやすく安心できる情報提供に関する国の取り組みを一層充実するとともに、基準値以下の汚染廃棄物の処理を県全体で進めるために必要な取組に対して、国の責任ある支援を行うことを求めた。

また、指定廃棄物問題については、国の責任のもと、早期解決に向けた取り組みを行い、解決までの間、保管の強化や遮蔽の徹底など安全の確保に万全を期すよう求めた。

1 東京電力福島復興本社に対する要請活動

本委員会は、原発事故に起因する被害に対する賠償の状況等について、東京電力を参考人として招致して意見聴取を実施したほか、農林水産物等の被害に関して県内調査等を実施し、課題の把握に努めてきたが、これらを踏まえ、「福島第一原子力発電所事故に起因する被害への迅速かつ十分な対応及び原発事故の早期完全収束を求める要請書」を調製し、その実現のため、平成三十年八月二十二日に、東京電力福島復興本社に對して要請活動を実施した。要請事項については、次のとおりである。

(1) 福島第一原子力発電所事故に起因する被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実施

イ 賠償金の迅速かつ十分な支払について

ロ 請求手続の一層の簡素化について

ハ 被害の実態に即した損害賠償の実施について

ニ 自治体や生産組合等において風評被害防止のために要した経費の補償について

(2) 原発事故の早期完全収束の実現

イ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行について

ロ トリウム汚染水の海洋流出の絶対阻止について

ハ 発電所内におけるトラブル、周辺環境のモニタリング結果等の迅速な公表と丁寧な説明について

当該要請の内容について、説明と意見交換を行ったが、その概要は次のとおりである。

冒頭で大倉誠代表から、起こしてはならない原発事故から七年五カ月、いまだに皆様にご迷惑をかけていることに改めておわびがあり、要請書の内容については真摯に対応することが述べられた。

初めに、事故の収束については、敷地内の安全に作業できる環境が整うなど事故の収束は着実に進んでいるが、風評、不安に繋がる汚染水等の問題等にも引き続き努力したい。

福島第二原子力発電所については、廃炉の方向で検討を進めることを表明したことで具体的な内容を相談できるようになったので、福島第一原子力発電所と一体で処理の方向性を決めていきたい。

賠償の問題については、迅速化や簡素化ができる部分はあると考える。事故に相当の因果関係がある限り最後の一人まで賠償に対応していきたいとの発言があった。

なお、要請活動に先立ち、原発事故対応の国の拠点として利用されるなど、トレーニング施設としては震災後閉鎖され、七月に福島復興のシンボルとして一部再開したJヴィレッジの現地視察を実施した。

2 復興大臣及び本県関係国会議員に対する要望活動

本委員会は、震災からの復旧・復興対策について、沿岸市町等における県内調査や県外調査、参考人意見聴取等を実施して課題の把握に努めてきたところであるが、これらを整理し、「震災からの復旧・復興対策に係る要望書」を調製し、その実現に関し、平成三十年八月二十三日に、吉野正芳復興大臣（当時）及び本県関係国会議員に対して要望活動を実施した。要望事項については、次のとおりである。

- (1) 復旧・復興関連予算の確保
- (2) 東日本大震災復興交付金の運用における自治体の自由度の一層の向上
- (3) 被災自治体における職員確保に対する支援
- (4) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等における財政支援の継続
- (5) 「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」に係る支援の継続等
- (6) 二重債務問題対策に係る支援の継続
- (7) 被災した子どもの心のケア対策充実のための継続した財源と人的資源の確保等
- (8) 被災者の生活・健康支援を行うための継続した財源の確保等
- (9) 復興・被災者支援に取り組むNPO等への支援の継続

- (10) 大震災地震津波防災ミュージアム及び復興祈念公園等の整備
 - (11) 被災した鉄道各線の復旧及び復興まちづくりへの支援
 - (12) 事業復興型雇用確保事業の拡充
 - (13) 外国人材の活用による人手不足解消
 - (14) 三陸沿岸部の山腹崩落等対策事業の創設
 - (15) 震災ガレキの処理に対する継続的な支援
 - (16) 復旧・復興事業に係る道路補修費用及び被災地の道路改良工事に対する支援
 - (17) 復旧・復興事業における事務の簡素化
 - (18) 国際リニアコライダー（ILC）の実現
 - (19) 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う被害への対応
 - イ 原発事故に起因する風評被害に係る迅速かつ十分な損害賠償の実現
 - ロ 中国、韓国などにおける農林水産物等の輸入規制への対応
 - ハ 放射能汚染水に係る抜本対策及び緊急対策の確実な履行
 - ニ 放射性物質汚染廃棄物の処理
- 当該要望書手交後に吉野正芳復興大臣から、次のような発言があった。
- 要望の概略を伺ったが、福島県と同様に宮城県も復興はまだまだだと思う。学校教員の加配、スクールカウンセラー配置などのソフト事業は二年で終わらせるわけにはいかない。復興に必要な仕事の内容を今年度調査することとしており、予算と組織が見えてくるので政府に伝えていきたい。

平成三十年十月二十三日に、井原氏は、トリチウム除去に関する研究の概要と課題及び福島第一原子力発電所における実用化について、次のように述べた。

平成二十四年度以降、近畿大学のプロジェクトとして、福島での水田除染、新型多孔質アルミニウムによるセシウム吸蔵実験などを行ってきたが、国等の動きの中で、平成二十八年度以降はトリチウム水の除染実験を行っている。実験室内で作られた汚染水に含まれるトリチウムを高効率で九〇%以上除去することに成功し特許を出願している。吸着剤を交換しない場合には除去率が下がるため、連続して吸着剤を交換できる仕組みが必要である。

また、悪臭や揮発性有機化合物の除去を目的とした流動床方式脱臭装置のような大型装置をトリチウムの除去に転用することができるのであれば処理時間は大幅に削減される。一般的な脱臭装置の例で算出すると、処理風量が一分当たり千立方メートル処理できる装置の建設コストは一基三億円程度で、一基一日当たり七十三トン余りの汚染水を処理できると想定され、百万トンの汚染水を三基で処理すると仮定すると十二・四年必要となる。

想定している計画は、平成三十二年に実証実験装置を発注し、平成三十三年に三基を稼働し除染作業を開始させることであるが、除染率の設定や吸着剤の選定、実用化後の費用負担者など今後検討すべき課題がある。

質疑では、この程度のコストであれば実用化すべき、持続可能性の観点から、汚染水を海洋に放出して次世代に引き継ぐべきではない、今後、助成金や、国や東京電力の関わりを期待する、といった説明があった。

八 総括

本委員会は、県内外における調査活動や参考人意見聴取等を通じ、本県における震災からの復旧・復興に係るさまざまな課題の把握に努めるとともに、これらを取りまとめ、現状の課題の解消に資するべく、国や関係

機関との意見交換や働きかけを重点的に実施してきた。

発災から七年半以上が経過し、特に津波による甚大な被害を受けた沿岸市町においては、防災集団移転促進事業や被災市街地復興土地区画整理事業等のまちづくりに関わる事業や、災害公営住宅の整備など住宅の再建に関する事業などが着実に進捗し、被災者の生活再建が加速している。また、県内の産業についても、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業を初めとする各種支援施策が継続的に実施され、復興に向けた着実な歩みが進められているところである。

一方で、被災地においては依然として自治体における職員の不足、被災者の心のケアや地域コミュニティの再構築、高齢者への生活支援、産業用地の整備後の産業復興、防災集団移転促進事業の移転元地利用など、時間の経過に伴って顕在化・深刻化するさまざまな課題を抱えている状況にある。

また、区画整理事業等の終了時期から災害援護資金貸付や被災者生活再建支援金加算金などの期間延長、復興に直結する道路の整備、沿岸部の山腹崩落への十分な対策、水産業等における人出不足への対応などについて、市町から要望の声が寄せられている。

このように、復旧、復興の加速化に向けて、平成三十二年度以降も含め、財政支援や制度の延長・新設など、実態に即したさらなる運用の柔軟化が求められている。

また、原発事故に起因する被害に関しては、発災から七年半以上が経過し、廃炉に向けた道筋が検討され一部が実行されてはいるものの、賠償が必ずしも十分とは言えない状況にあるほか、除去土壌等の課題も残っている。さらに、本県産品等に対する不安が払拭されず、国内外において、いまだ風評等の被害が続いている。また、トリチウムを含む汚染水の処理方法については、国の小委員会が海洋放出等が検討されているが、汚染水の海洋放出はさらなる本県産業への重大な風評被害を招くおそれがあるほか、基準値を超えるトリチウム以外の放射性物質の存在について報道がなされるなど、国民に的確に情報伝達がされておらず、今なお東京電力

に対する不信は解消されていない。

特に、風評被害の払拭に向けては、食品と放射能に関する正しい知識の涵養により、本県のみならず全国の消費者等において、安全性についての理解を増進することが極めて重要であり、本県はもとより国等による全国を対象とした継続的な取り組みが求められている。

本年は、宮城県震災復興計画において三年間と定めた発展期の初年度に当たり、今後、被災者が直面する新たな課題や、産業の再生に向けた支援などに関し、事業の一層の進捗、充実が求められる。

その他、大震災地震津波防災ミュージアムの整備など震災記憶の風化防止及び継承を目的とした事業や、津波防災教育への対応などについて、県議会としても議論を尽くすとともに、引き続き十分な対策を講じていくことが強く求められている。

このような現況のもと、本委員会では、刻々と変化する被災地の状況を把握するため調査活動を行ってきたが、本県の東日本大震災からの復旧・復興への道のりは今後も続くことから、時間の経過とともに顕在化・深刻化するさまざまな課題の的確な把握とその解消に向け、県議会として、継続的に国等への働きかけを行うこととし、要望活動等に重点的に取り組む必要がある。このため、次期特別委員会においても、本県の早期復興に資する最も効果的な調査活動のあり方について絶えず検討を行うものとし、被災地の復旧・復興の進捗状況に応じて、多岐にわたる課題について、より精緻な調査活動を展開し、本県の早期の復興に資するべく全力を傾注するものとする。

以上、今後の県議会における、被災地に根差したより効果的な調査活動を期待して、活動の報告とする。

平成三十年十一月二十一日

宮城県議会議長 中島源陽殿

宮城県議会大震災復興調査特別委員長 畠山和純